

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

辰野町長 武居 保男

市町村名 (市町村コード)	辰野町 (20382)
地域名 (地域内農業集落名)	朝日地区 (平出下町、平出上町、平出旭町、上平出、上野、沢底入村、沢底日向、沢底仲組、沢底神主谷、 沢底山寺、鴻の田、赤羽、樋口、樋口下田、樋口万五郎、樋口山際、樋口河子沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 8 月 20 日・ 9 月 5 日 (第 2 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域では、一部の地区は農地の集積が進んでいるが、農産物価格の低迷、農家の高齢化や担い手不足に起因して遊休荒廃農地が増加傾向にある。また、有害鳥獣による農地や農作物等への被害防止の取り組みも必要である。これらの課題を解決していくために、地域農業を守ることが、わが郷土を守ることと考え、農業の担い手づくりを最重要課題として進めていく。

【地域の基礎的データ】

担い手：21経営体、団体経営体（法人・集落営農組織等）2経営体

主な作物：水稻、そば、白ねぎ、ブロッコリー、ピーマン、スイートコーン、雑穀、柿

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域では、年々増加する遊休荒廃農地対策・農業者の高齢化対策・有害鳥獣被害対策等の対応のため、各法人・重点農家との懇談会等により情報を集め、協力して地域を活性化させていく。水稻・そばについては品質向上と販売先確保による安定販売、野菜・果樹・花きについては品質向上により、安定的な収益確保を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	261 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	261 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大と担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者や農業をリタイア・経営転換する者、農地の集約化を図るために利用権を交換しようとする者は、農地中間管理機構に貸し付ける。
(3) 基盤整備事業への取組方針
これまでに基盤整備された地域も、農業機械等の大型化に伴い耕作しづらい農地や老朽化した農業用水路等に対して、農地基盤整備の実施について研究を進める。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
田んぼの畦草刈り作業には多面的機能支払交付金等を活用し、地区民全員を対象とした体制づくりを推進し耕作放棄地対策を図る。農業に携わる人を地域全体で確保し、子どもたちが農業や食を身近に感じられるように努め、次世代の後継者育成を図る。また、多様な担い手が役割を発揮できる体制づくりや6次産業化の研究を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】 ①地域と猟友会で連携し、有害鳥獣対策の取組等を進める。 ②米の特別栽培、有機栽培による地域の特色ある米の販売・地域ブランドの発信や環境保全型農業の研究に取り組む。 ③スマート農業技術導入に向けた研究に取り組む。 ⑤中山間地域を中心に、柿の植栽を推進する。				